



児童手当の支給 現況届の提出が必要です

問 福祉保健課 子育て支援係 ☎77・3914

児童手当は中学校修了前までの子どもを養育する父母などに手当を支給する制度です。平成30年6月分以降の児童手当の支給を受けるには、現況届の提出が必要です。

児童手当の現況届とは、毎年6月1日における受給者(子ども)の父・母)および児童の状況を把握し、6月以降も引き続き受給資格があるかどうかを調査するものです。

■手続き

対象の方には、5月下旬に関係書類を送付しました。

6月1日(金)～30日(土)までの間に関係書類を提出する必要がありますので、お早めの手続きをお願いいたします。

■添付書類

芝山町国民健康保険以外の方は、現況届と併せて、受給者(振込口座の名義となっている方)の健康保険証の写しの提出が必要です。

■注意事項

- ・ 現況届の提出がない場合、6月以降の手当が受けられなくなります。
- ・ 平成30年度所得税確定申告・



芝山公園鯉のぼり (4月23日～5月10日)

市町村民税申告がお済みでない方は、所得の審査をすることができません。該当する方は至急手続きをお願いいたします。

■申請窓口

福祉保健課子育て支援係

■支給月 6月・10月・2月

■支給月額

受給者(生計中心者)が所得制限額未満の方		
3歳未満	15,000円	一律
3歳以上 小学校修了前	10,000円	※第3子以降は15,000円
中学生	10,000円	一律
受給者(生計中心者)が所得制限額以上の方		
特例給付	5,000円	

■所得制限額

扶養親族などの数	所得制限額 ※受給者(生計中心者)の所得
0人	622.0万円
1人	660.0万円
2人	698.0万円
3人	736.0万円
4人	774.0万円
5人	812.0万円

※所得額は総所得額から医療費控除などを差し引いた額です。

マイナンバーカードの
休日交付を行っています

問 町民税務課 戸籍係
☎77・3911

マイナンバーカードが次の休日交付日にも受け取れます。休日の受け取りをご希望の方は、受け取り希望時間を必ず電話にてご予約ください。

■予約窓口 町民税務課 戸籍係

平日午前8時30分～午後5時まで(予約がない場合、受け取りができません)

■休日交付日 6月24日(日)

■交付時間 午前10時～午後3時まで

■受け取りに必要なもの

- ・ マイナンバー通知カード(申請書から切り離れた、12桁のマイナンバーが記載されたもの)
- ・ 個人番号カード交付通知書(ご連絡に同封されたハガキ)

- ・ 写真付本人確認書類(運転免許証など)
- ・ 印鑑(ゴム印不可)

- ・ お持ちの方は住基カード(引き換えで交付します)



交通事故や傷害事件にあったら 速やかに必ず届け出を！！

町民税務課 国保年金係 ☎77・3913

交通事故や傷害事件など、第三者の行為によって傷病を受けた場合でも届け出をすることで、国保を使って治療を受けることができます。

第三者行為によって受けた傷病の医療費は、原則として加害者が全額負担します。国保を使って治療を受けると、国保が加入者の医療費を一時的に立て替え、後に加害者へ費用を請求します。

※飲酒運転などの重大な違反を犯した場合を除く。

- 事故にあったら・・・**
- すぐに警察へ連絡する
- ケガがあったら人身事故扱いで交通事故証明を取り付ける
- 事故状況の記録をとる

○相手側の住所、氏名、電話番号、交通事故の場合は自賠責保険会社名、自賠責保険証明書番号、任意保険の番号を確認する

■届け出が必要です！

国保で治療を受ける場合、町民税務課国保年金係へ必ず「第三者行為による傷病届」を届け出てください。届け出の前に、加害者から治療費を受け取ったり示談を済ませたりすると、国保が使えなくなります。示談を結ぶ前に必ずご相談ください。

国民年金保険料の納付方法

平成30年4月分から平成31年3月分までの国民年金の保険料は、月額16,340円です。保険料は、以下の方法で納められます。

- 金融機関、郵便局、コンビニの窓口での納付（納付書にて納付）
- 口座振替、クレジットカードによる納付（年金事務所または金融機関の窓口で手続きが必要）
- ※郵送による手続きも可能
- インターネットバンキングなどによる電子納付（あらかじめ利用される金融機関と契約を結ぶことが必要）
- ※契約方法や対応の可否については、ご利用になる金融機関へお問い合わせください。

■農作業別標準賃金（平成30年度分）

作業内容	賃金(円)	備 考
畑作業一般	6,500	軽作業とする
水田耕起	6,000	(10aあたり) トラクター、オペレーター付き賃作業料金、耕運深度15cm以上
水田代かき	6,000	(10aあたり) トラクター、オペレーター付き賃作業料金
あぜ塗り	30	1mあたり
機械田植	6,500	(10aあたり) オペレーター付き賃作業料金。苗代を含まない。
コンバイン	18,000	(10aあたり) オペレーター付き賃作業料金。補助者賃金および乾燥場までの粉運搬費を含まない。
育 苗	700	(1箱あたり) 硬化まで。種もみ代を含む。
	400	(1箱あたり) 緑化まで。種もみ代を含む。
刈取、脱穀、玄米まで	36,000	(10aあたり) オペレーター付き賃作業料金。補助者賃金および乾燥場までの粉運搬費を含まない。
もみ摺り	600	1俵あたり
農業用トラクターによる耕運	5,000	(10aあたり) 畑ロータリー耕
乾燥調整	2,250	1俵あたり



農業委員会からのお知らせ 農作業別標準賃金について

町農業委員会 ☎77・3920

町の農業委員会では、毎年町内の農作業受託資金の目安となる農作業の基準額を定めています。平成30年度の農作業別標準賃金が決まりましたので、お知らせします。